

平成27年(ワ)第39号 仮処分執行停止申立事件

決 定

当事者等の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の当庁平成26年(ワ)第31号大飯原発3, 4号機及び高浜原発3, 4号機運転差止仮処分命令申立事件につき当裁判所が平成27年4月14日にした仮処分決定に対し, 申立人が保全異議の申立てをし, かつ, 同決定に基づく仮処分の執行停止を申し立てたので, 当裁判所は, 上記執行停止の申立てにつき, 次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

本件申立ての趣旨及び理由は, 別紙「仮処分執行停止申立書」に記載のとおりであるところ, 一件記録によっても, 保全命令の取消しの原因となることが明らかな事情について疎明があったとはいえない。

よって, 申立人の本件仮処分執行停止の申立てを却下することとし, 主文のとおり決定する。

平成27年5月18日

福井地方裁判所民事第2部

裁判長裁判官 林 潤

裁判官 山 口 敦 士

裁判官 中 村 修 輔

仮処分執行停止申立書

平成27年4月17日

福井地方裁判所 御中

申立人（債務者）代理人 弁護士 小 原 正



弁護士 田 中



弁護士 西 出 智



弁護士 原 井 大



弁護士 森 拓



弁護士 辰 田



弁護士 今 城 智



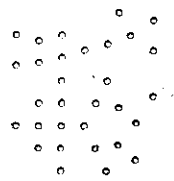
弁護士 山 内 喜



室 中 弁護士



祐



当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

申立ての趣旨

別紙当事者目録記載の当事者間の福井地方裁判所平成26年(ヨ)第31号大飯原発3,4号機及び高浜原発3,4号機運転差止仮処分命令申立事件について、同裁判所が平成27年4月14日にした仮処分決定の執行は、保全異議の申立てについての決定において本仮処分執行停止決定に対する裁判があるまでの間、これを停止するとの裁判を求める。

申立ての理由

第1 本件仮処分決定に対する保全異議の申立てについて

被申立人は、申立人に対し、申立人が設置している高浜発電所3号機及び4号機並びに大飯発電所3号機及び4号機の運転差止を求めて、福井地方裁判所に仮処分命令の申立て(同裁判所平成26年(ヨ)第31号)をし、同裁判所は、平成27年4月14日、このうち高浜発電所3号機及び4号機(以下、「本件発電所」という)の運転差止を認める決定(以下、「本件仮処分決定」という)をした(甲1, 仮処分決定正本)。申立人は、本日、本件仮処分決定に対し、保全異議の申立てをした。

第2 「保全命令の取消しの原因となることが明らかな事情」について

1 本件仮処分決定の概要

本件仮処分決定は、原子力発電所は「止める」、「冷やす」、「閉じ込める」の3つがそろって初めて安全性が保たれるところ、本件発電所は地震の際に「冷やす」という機能と「閉じ込める」という構造に次のような問題があると指摘している。

すなわち、「冷やす」という機能の点については、本件発電所は地震により冷却機能を喪失し、炉心損傷に至る危険があると指摘し、また、「閉じ込める」という構造の点については、使用済み核燃料の危険性が極めて高いにもかかわらず、使用済み核燃料プールは原子炉格納容器のような堅固な施設によって閉じ込められていないなどと指摘している。そして、「この脆弱性は、①基準地震動の策定基準を見直し、基準地震動を大幅に引き上げ、それに応じた根本的な耐震工事を実施する、②外部電源と主給水の双方について基準地震動に耐えられるように耐震性をSクラスにする、③使用済み核燃料を堅固な施設で囲い込む、④使用済み核燃料プールの給水設備の耐震性をSクラスにするという各方策がとられることによってしか解消できない」「また、・・・使用済み核燃料プールに係る計測装置がSクラスであることの必要性・・・耐震性及び放射性物質に対する防御機能が高い免震重要棟の設置の必要性」にもかかわらず、「これらのいずれの対策もとられていない」と判示している（44 頁）。そして、本件発電所の運転によって、被申立人らの人格権が侵害される具体的な危険があることが疎明されているとしている。

2 本件仮処分決定の明白な誤り

しかしながら、本件仮処分決定は、科学的、専門技術的知見を無視ないし軽視した独自の観点から判断している点で最高裁判例の趣旨に違背しており、その結果、判断の基礎となる重要な事実について看過できない事実誤認をするに至って、明らかに失当である。

以下では、その代表的な点を述べるが、これらの点だけからみても、本件仮処分決定は明らかに取消しを免れない。

3 地震時における冷却機能の維持について（本件仮処分決定 21 頁以下）

（1）科学的、専門技術的知見を踏まえない誤り

ア 本件仮処分決定は、「我が国の地震学会においてこのような規模の地震の

発生を一度も予知できていないことは公知の事実である」(22 頁)とした上で、頼るべき過去のデータの少なさを根拠に「高浜原発には 973.5 ガルを超える地震は来ないとの確実な科学的根拠に基づく想定は本来的に不可能である」(22 頁)として、地震に関する科学の限界を繰り返し強調し、地震ないし地震動の想定などおよそ不可能あるいは極めて不確実なものであるかのように判示する。そして、申立人が、本件発電所における地震動の想定について、地震学等の科学的、専門技術的知見を踏まえて行った様々な主張を、独自の観点に基づいて排斥する。

しかし、本件仮処分においては、本件発電所に到来する地震動の想定 of 適切さが重要な争点であり、この争点については、地質学、地震学、地震工学等の科学的、専門技術的知見が深く関係している。これらの学問分野における調査研究は、従来から不断に進展しており、特に、兵庫県南部地震を契機とした、強震動予測に関する知見の急速な蓄積や、全国的な地震動の観測網の充実、活断層調査・地下構造調査の進展等は著しいものがある。そして、同地震を契機としてその後発展してきた、地震動に影響を与える特性である「震源特性」や地下構造による地震波の「伝播特性」及び「地盤の増幅特性(サイト特性)」を、詳細な調査に基づき、地域性を踏まえて詳細に考慮する、という地震動評価の基本的な考え方は、マグニチュード 9.0 という極めて大規模な地震であった東北地方太平洋沖地震、及び同地震による津波に起因した福島第一原子力発電所事故を受けて原子力規制委員会により策定された新規制基準においても維持されており、このことは、かかる地震動評価手法が、東北地方太平洋沖地震を経てもなお有効なものと考えられているからにほかならない。

そうである以上、本件発電所に到来する地震動想定 of 適切さという本件仮処分の重要争点については、このような科学的、専門技術的知見を十分に踏まえた客観的な事実認定がなされるべきものである。本件仮処分決定のように、科学的、専門技術的知見に十分に向き合わずに審理の上、そうした知見

から離れた全く独自の立場から事実認定を行うことは、高度な科学的、専門技術的知見が関係する本件仮処分における裁判所の心証形成のあり方として明らかに問題がある。

イ　ところで、伊方発電所原子炉設置許可処分取消請求事件に関する最高裁判決（最一小判平成4年10月29日・民集46巻7号1174頁）は、「原子炉設置許可の基準として、右のように定められた趣旨は、・・・原子炉施設の安全性が確保されないときは、・・・深刻な災害を引き起こすおそれがあることにかんがみ、・・・原子炉施設の位置、構造及び設備の安全性につき、科学的、専門技術的見地から、十分な審査を行わせることにあるものと解される。・・・原子炉施設の安全性に関する審査は、・・・多角的、総合的見地から検討するものであり、しかも、右審査の対象には、将来の予測に係る事項も含まれているのであって、右審査においては、原子力工学はもとより、多方面にわたる極めて高度な最新の科学的、専門技術的知見に基づく総合的判断が必要とされるものであることが明らかである」としており、また、原子炉施設の安全性に関する裁判所の審理、判断について、「現在の科学技術水準に照らし」て行われるべきことを判示している。

同判例は、原子炉等規制法に基づく行政処分の取消しに係るものではあるが、行政訴訟であっても、本件仮処分のような人格権に基づく差止請求に係る仮処分であっても、原子炉施設の安全性が確保されているか否かという基本的な問題点は共通しており、これを判断する際に科学的、専門技術的知見を踏まえる必要があるという点は、何ら異なることはない。

にもかかわらず、本件仮処分決定は、科学的、専門技術的知見を無視ないし軽視した独自の判断を行っており、これは同判例の趣旨に明らかに違背するものといえる。

ウ　実際、本件仮処分決定における科学的、専門技術的知見の無視ないし軽視は随所にあり、その結果、明らかに合理性を欠いた判断が少なからず見受けられる。

一例を挙げると、本件仮処分決定は、全国で4つの原子力発電所に5回にわたって想定した地震動を超える地震が到来した事実をもって、本件発電所の基準地震動の信頼性を否定し、申立人が科学的、専門技術的知見から述べた反論に対しても、「本件原発の地震想定が基本的には上記4つの原発におけるのと同様、過去における地震の記録と周辺の活断層の調査分析という手法に基づきなされ、活断層の評価方法にも大きな違いがないにもかかわらず・・・、債務者の本件原発の地震想定だけが信頼に値するという根拠は見い出せない」（30頁）と判示している。

しかし、他の事例を引き合いに出して本件発電所の地震動想定 of 信頼性を論難するのであれば、他の事例における地震動想定について、具体的にどのような点に問題があり、その問題と同様の問題が本件発電所における地震動想定にも見られるかどうか、科学的、専門技術的知見に照らして具体的に問われるべきである。ただ単に他の事例を引き合いに出すだけで申立人の本件発電所における地震動想定 of 信頼性を否定するような本件仮処分決定の判断は、およそ論理に飛躍があると言わざるを得ない。

（2）明らかな事実誤認

このほか、本件仮処分決定には、証拠や客観的事実に照らせば、次のような明らかな事実誤認がある。そのうえ、この事実誤認に関する申立人の主張を、何ら理由を付すことなく排斥している。

ア 炉心損傷開始等の時間に関する誤り

本件仮処分決定は、「地震により外部電源が断たれると同時に多数箇所に損傷が生じるなど対処すべき事柄は極めて多いことが想定できるのに対し、全交流電源喪失から炉心損傷開始までの時間は5時間余であり、炉心損傷の開始からメルtdownの開始に至るまでの時間も2時間もないのであって、たとえ小規模の水管破断であったとしても10時間足らずで冷却水の減少によって炉心損傷に結びつく可能性がある」と判示している（26～27頁）。

しかし、ストレステスト¹の結果では、本件発電所では、全交流電源喪失時に、外部からの支援がなくても、約 18～19 日間は給水を継続し、炉心の燃料を冷却することができるのであり（本件仮処分の甲 118, 69 頁, 82 頁。甲 119, 69 頁, 82 頁。なお、以下で引用する号証番号（別紙を除く）は、全て本件仮処分の書証に係る番号である。）、上記認定は、明らかに客観的事実に反している。しかも、この点は、申立人が指摘済みであるにもかかわらず（本件仮処分の債務者主張書面（4）43～44 頁）、本件仮処分決定は、かかる事実を排斥する理由を具体的に挙げていない。

イ 主給水ポンプに関する誤り

本件仮処分決定は、「基準地震動である 700 ガルを下回る地震によって外部電源が断たれ、かつ主給水ポンプが破損し主給水が断たれるおそれがあることは債務者においてこれを自認しているところである」（34 頁）としている。しかし、申立人は、このような事実を認めたことは一切なく、本件仮処分決定は、そもそも申立人の主張を曲解している。

また、本件仮処分決定は、上記に続けて「外部電源は緊急停止後の冷却機能を保持するための第 1 の砦であり、外部電源が断たれば非常用ディーゼル発電機に頼らざるを得なくなる」「主給水は冷却機能維持のための命綱であり、これが断たれた場合には補助給水設備に頼らざるを得ない」と判示して、「原子炉の緊急停止の際、この冷却機能の主たる役割を担うべき外部電源と主給水の双方がともに 700 ガルを下回る地震によっても同時に失われるおそれがある。そして、その場合には・・・限られた手段が効を奏さない限り大事故となる」と判示している（34 頁）。

しかし、「主給水ポンプ」は、供給用の電気を発電するためには（発電所の通常運転には）不可欠な設備であるが、原子炉の安全性を確保するための

¹ 正式には、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所における事故を踏まえた既設の発電用原子炉施設の安全性に関する総合評価」である。

冷却機能の維持に必要な「安全上重要な設備」ではない。同様に、「外部電源」も、原子炉の安全性確保のために必要な電力供給を担うことを期待されているものではない。本件仮処分決定は、このような原子力発電所の設計上各設備に期待されている役割や機能を理解せずになされたものであり、全くの事実誤認である。申立人はこの点を指摘したが（本件仮処分の債務者主張書面（４）12～15 頁）、にもかかわらず、本件仮処分決定は、原子力発電所の安全確保に関する一般的な技術思想を正解していない。

4 「閉じ込めるという構造について（使用済み核燃料の危険性）」について（本件仮処分決定 39 頁以下）

本件仮処分決定は、「債務者は、原子炉格納容器の中の炉心部分は高温、高圧の一次冷却水で満たされており、仮に配管等の破損により一次冷却水の喪失が発生した場合には放射性物質が放出されるおそれがあるのに対し、使用済み核燃料は通常 40 度以下に保たれた水により冠水状態で貯蔵されているので冠水状態を保てばよいだけであるから堅固な施設で囲い込む必要はないとするが、・・・失当である」（41 頁）とし、要するに、使用済燃料ピットが原子炉格納容器のような「堅固な施設」に囲われていないことが、危険である旨を判示している。

しかし、本件仮処分決定が、かかる判示の理由として挙げている事項については、次に述べるとおり、事実誤認等が多数存在している。

（1）破損による冷却水喪失の点

本件仮処分決定は、使用済燃料においても破損により冷却水が失われれば申立人の言う冠水状態が保てなくなり、危険であるとする（41 頁）。

しかし、この点については、福島第一原子力発電所事故の例を挙げて、単に冷却水が失われ冠水状態が保てなくなれば危険である、と述べているに過ぎず、本件発電所において、どのような場合に冷却水が失われ冠水状態が保てなくなるのか、当該事態が生じる蓋然性があるのか、という、そもそもの前提を一切検討していない。冠水状態が維持できなくなるとの事態が生じる蓋然性につい

ての検討を一切行わずに、具体的危険性の有無を判断することは、およそ不可能である。その意味において、本件仮処分決定は、証拠に基づいて客観的に具体的危険性を判断したものとはいえない。

(2) 原子炉格納容器の役割の点

ア 本件仮処分決定は、原子炉格納容器は、「核燃料に係る放射性物質を外部に漏らさないということを目的とするが、原子炉格納容器の外部からの事故から核燃料を守るという側面もある」（41 頁）、「使用済み核燃料も原子炉格納容器の中の炉心部分と同様に外部からの不測の事態に対して堅固な施設によって防御を固められる必要がある」（42 頁）と判示する。これは、原子炉格納容器の溶融点が燃料ペレットの溶融点を下回るので、原子炉格納容器は崩壊熱による核燃料の溶融事故に対する防御機能を備えておらず、したがって、原子炉格納容器は内部からだけではなく外部の事故から燃料を守るという役割を負っているとした上で、そうであれば、炉心部分と同様、使用済み燃料も、外部からの不測の事態に対して堅固な施設によって防御する必要がある、との旨を述べるものである。

イ しかしながら、かかる本件仮処分決定の判示は、科学的、専門技術的知見を無視した、独自の発想に基づくものに過ぎない。

(ア) 原子炉格納容器は、外部からの不測の事態に備えた炉心の防護をその目的として設計されているものではない。原子炉格納容器は、1 次冷却材の喪失等が発生した場合に、内部から放射性物質を含む高温、高圧の水蒸気（水）が周辺環境へ放出されることを、万が一にも防止するために設けられているものであり、耐圧性能を備えているのもそのためである。このことは、原子力規制委員会が定めた「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」2 条 2 項 36 号にも、原子炉格納容器は「一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の容器内の機械又は器具から放出される放射性物質の漏えいを防止するために設けられる容器」であ

る旨明記されていることから明らかである。

(イ) 本件仮処分決定は、このような原子炉格納容器の役割を全く独自に解釈して、使用済燃料ピットにも同様の堅固な施設が必要であるとの誤った推論を行ったものである。

まず、原子炉格納容器が内部からの崩壊熱による核燃料の溶融事故に対して確たる防御機能を果たし得ない、との判示に誤りがある。本件仮処分決定は、溶融点のみを根拠として「崩壊熱による核燃料の溶融事故に対する防御機能の欠如」を論じており、炉心燃料の崩壊熱に対する、状況に応じた様々な冷却機能の存在を看過し、「原子炉格納容器は崩壊熱による核燃料の溶融事故に対しては確たる防御機能を果たし得ない」(42 頁)と判示しているのである。

また、本件仮処分決定は、誤って判示した「崩壊熱による核燃料の溶融事故に対する防御機能の欠如」を根拠として、原子炉格納容器は外部からの事故から燃料を守るという軽視できない役割を負っている、との結論に至っている。しかしながら、崩壊熱による核燃料の溶融事故に対する防御機能を有さないとの判示を前提とした場合に、そこから導かれるのは、崩壊熱による核燃料の溶融事故に対する防御とは異なる何らかの機能を有しているとの漠然とした推定に過ぎず、直ちに外部の事故から守るとの役割を認定することには論理的な飛躍がある。それにもかかわらず、本件仮処分決定は、「崩壊熱による核燃料の溶融事故に対する防御機能の欠如」のみを根拠として、原子炉格納容器は外部からの事故から燃料を守るという軽視できない役割を負っていると認定しており、これは、使用済燃料ピットにも原子炉格納容器のような堅固な施設が必要であるとの結論を得るための、強引な推論というほかない。

なお、本件仮処分決定は、「債務者は・・・原子炉格納容器が竜巻防御施設の外殻となる施設であると位置づけて」いる(42 頁)との点に言及しているが、これは、内部から放射性物質を含む高温、高圧の水蒸気(水)

が周辺環境へ放出されることを防止する目的で設けられた原子炉格納容器が、同時に、外部からの事象に対しても防御機能を果たし得ることを述べたものに過ぎず、原子炉格納容器の主たる役割が内部からの放射性物質の外部への放出を防御するものであることを左右するものではない。

(3) 「不測の事態」の点

上記の、「使用済み核燃料も原子炉格納容器の中の炉心部分と同様に外部からの不測の事態に対して堅固な施設によって防御を固められる必要がある」(42 頁)との結論部分については、外部からの「不測の事態」という判示自体に問題がある。

すなわち、本件仮処分においては、「具体的危険性」の有無が問題であるにもかかわらず、単に「不測の事態」と述べるだけで、具体的にどのような事態を問題とするのかを何ら明言しておらず、そのような事態が生じる蓋然性についての検討も行っていない。この点、本件仮処分決定は、「当裁判所の認定はその多くが福島原発事故において実際に生じた事実ないしは生じるおそれがあった事実を基礎に置くものである」(43 頁)とも判示しているが、福島第一原子力発電所と本件発電所とでは、使用済燃料ピットの位置も構造も異なるのであり、このような相違や具体的な事態の想定やその蓋然性を捨象して、抽象的なレベルで危険性を認定しているに過ぎない。

(4) 地震による冷却設備損壊の点

本件仮処分決定は、「地震が基準地震動を超えるものであればもちろん、超えるものでなくても、使用済み核燃料プールの冷却設備が損壊する具体的可能性がある」と判示する(43 頁)。そして、その理由として、それら冷却設備の耐震クラスがBクラスに分類されていることを挙げている(42 頁)。

しかしながら、これは、使用済燃料ピットの冷却設備が耐震重要度でBクラスに分類されているということと、同設備の実際の耐震性がどの程度かという

問題とを混同している。同設備が実際には基準地震動に対する耐震安全性を有している（耐震重要度分類Sクラス相当である）ことは、本件仮処分決定の債務者主張書面（1）149頁で述べたとおりであり、本件仮処分決定の上記認定は当を得ない。

（5）使用済燃料ピットへの給水の点

本件仮処分決定は、「使用済み核燃料プールが地震によって危機的状況に陥る場合にはこれと並行してあるいはこれに先行して隣接する原子炉も危機的状況に陥っていることが多いということを念頭に置かなければならないのであって、このような状況下において・・・確実に給水作業ができるとは認め難い」と判示する（43頁）。

しかしながら、本件仮処分決定は「このような状況」が具体的にどのような状況なのかを明示しないまま、漠然と、地震によって使用済燃料ピットと原子炉の双方が「危機的状況」に陥った場合を述べているに過ぎない。また、そのような状況が生じる蓋然性についての検討も一切行われていない。しかも、給水作業を行おうとする際に、既に「危機的状況」に陥っていることが前提となっているのも極めて不合理である。むしろ、そのような「危機的状況」に至らないよう、原子炉も含めて種々の安全確保対策を用意しているのであって、にもかかわらず本件仮処分決定はその点を何ら評価することなく、「危機的状況」を当然の前提としているのである。これでは具体的危険性の有無に関する判断を証拠に基づいて客観的に行った認定とは到底言い得ない。

5 「本件原発の現在の安全性（被保全債権の存在）」について（本件仮処分決定44頁以下）

本件仮処分決定は、「4 本件原発の現在の安全性（被保全債権の存在）」の項においても、様々な事実誤認をしている。本件仮処分決定は、基本的事実関係について明らかに誤った理解を前提として、被申立人らの仮処分命令の申立てを認

容しており、その誤りは、次に述べる点からみても明らかである。

(1) 使用済燃料ピットの給水設備の耐震性について

本件仮処分決定は、本件発電所の脆弱性は、4つの方策がとられることによってしか解消できず、その1つとして「使用済み核燃料プールの給水設備の耐震性をSクラスにする」という方策を挙げている(44頁)。

しかし、本件発電所における使用済燃料ピットの給水設備は、そもそも耐震重要度分類Sクラスであり、この点は明らかな事実誤認である(甲118, 添付5-(1)-1(1/2), 甲119, 添付5-(1)-1(1/2))。

(2) 使用済燃料ピットの計装設備・免震重要棟の点

本件仮処分決定は、本件発電所について「事態の把握の困難性は使用済み核燃料プールに係る計測装置がSクラスであることの必要性を基礎付けるものであるし、中央制御室へ放射性物質が及ぶ危険性は耐震性及び放射性物質に対する防御機能が高い免震重要棟の設置の必要性を裏付けるものといえるのに、これらのいずれの対策もとられていない」と判示する(44頁)。

しかし、使用済燃料ピットの計装設備については、耐震重要度分類Sクラスの設備と同等の耐震安全性を有していることは、本件仮処分の債務者主張書面(1)脚注165及び167並びに債務者主張書面(5)で繰り返し述べてきたところである。

また、本件仮処分決定にいう「免震重要棟」とは、緊急時対策所のことをいうものと思料されるところ、そもそも緊急時対策所と中央制御室とは機能等を異にするものであること、本件発電所に緊急時対策所を設置していることは既に述べたとおりであり(本件仮処分の債務者主張書面(5)7頁)、同施設は、耐震性に加えて放射性物質に対する防御機能も備えている。本件仮処分決定は、このように客観的事実関係を的確に把握することなく、誤解や思い込みにより軽率に誤った判断をしたものと言わざるを得ない。

このほか、本件仮処分決定は、「免震重要棟については・・・猶予期間が事

実上設けられている」(44 頁)と判示しているが、このようなことはいずれの当事者も主張しておらず、両当事者の疎明資料や法令にも記載されていないのであって、同決定が何の根拠もなく判示しているに過ぎない。

6 小括

以上のとおり、本件仮処分決定は、科学的、専門技術的知見を無視ないし軽視した独自の観点から判断している点で最高裁判例の趣旨に違背しており、その結果、判断の基礎となる重要な事実について看過できない事実誤認をするに至っており、保全命令の取消しの原因となることが明らかな事情がある。

第3 「保全執行により償うことができない損害を生ずるおそれ」について

申立人は、原子力規制委員会に対して、本件発電所に係る原子炉設置変更許可、工事計画認可及び保安規定変更認可の各申請を行っており、これらの申請に対する原子力規制委員会の許可等の本件発電所の起動に必要な条件が整い次第、本件発電所を起動させる考えである（なお、原子炉設置変更許可については平成 27 年 2 月 12 日に取得済みである）。そのため、本件仮処分決定の執行により本件発電所の起動ができなくなると、経済性の点から申立人に償うことができない損害が生ずる。

具体的には、本件発電所が起動できなければ、電力の供給義務を負う申立人は、本件発電所の電気出力に相当する 174 万 kW について、経済性の観点で原子力発電に劣る火力発電等で代替せざるを得なくなり、その経済的損失は、本件発電所の起動が 1 日遅れるにつき、約 6 億円にのぼる(別紙参照)。

以上のとおり、本件仮処分決定の執行により本件発電所を起動できない場合には、申立人は著しい経済的損失を被ることになることから、保全執行により償うことができない損害を生ずるおそれがあることは明らかである。

第4 結語

以上のとおり、保全命令の取消しの原因となることが明らかな事情及び保全執行により償うことができない損害を生ずるおそれが認められることから、申立人は、本件仮処分決定の執行の停止を求める。

なお、申立人には、裁判所が相当と認める担保を直ちに立てる用意がある。

以 上

疎 明 方 法

- 1 甲第1号証 仮処分決定書（正本）の写し
- 2 甲第2号証 関西電力株式会社所有の原子力発電所一覧
- 3 甲第3号証 2014年度第3四半期決算説明資料

添 付 書 類

- 1 甲号証 各1通

本件発電所が1日停止した場合に生じる損害額

- 1 電気出力（甲2、「関西電力株式会社所有の原子力発電所一覧」）

申立人の所有する全ての原子力発電所の合計電気出力：977 万 kW

本件発電所の合計電気出力：174 万 kW

- 2 本件発電所が1日停止した場合に低下する年間の原子力利用率

$$\frac{174 \text{ 万 kW} \times 24 \text{ 時間}}{977 \text{ 万 kW} \times 24 \text{ 時間} \times 365 \text{ 日}} \times 100 \div 0.049\%$$

- 3 年間の原子力利用率が1%低下した場合に増加する費用（火力発電で代替した場合に生じる燃料調達費用の増加分）（甲3、「2014年度第3四半期決算説明資料」スライド9）

1%当たり 119 億円

※平成26年度通期業績予想における原子力利用率1%当たりの収支影響額

- 4 本件発電所が1日停止した場合に生じる損害額

1%当たり 119 億円 $\times 0.049\% \div 6$ 億円

当 事 者 目 録

〒530-8270 大阪市北区中之島3丁目6番16号

申立人（債務者）

関西電力株式会社

代表者代表取締役

八 木 誠

〒530-0004 大阪市北区堂島浜1丁目4番16号 アクア堂島西館2階

きつかわ法律事務所（送達場所）

電 話 06-6346-2970

FAX 06-6346-2980

申立人（債務者）代理人 弁護士 小 原 正 敏

弁護士 田 中 宏

弁護士 西 出 智 幸

弁護士 原 井 大 介

弁護士 森 拓 也

弁護士 辰 田 淳

弁護士 今 城 智 徳

〒105-0004 東京都港区新橋2丁目4番2号 新橋アオヤギビル7階

山内喜明法律事務所

申立人（債務者）代理人 弁護士 山 内 喜 明

〒530-8270 大阪市北区中之島3丁目6番16号

関西電力株式会社

申立人（債務者）代理人 弁護士 中 室 祐

こ れ は 正 本 で あ る 。

平成 2 7 年 5 月 1 8 日

福井地方裁判所民事第 2 部

裁判所書記官 金 子 と し え

